

# 資 料 編

資料編 目次

■参考資料

資料番号	資料名	頁
資料 1-1-3-1	朝倉市防災会議条例	資-1
資料 2-1-1-1	要配慮者利用施設一覧表	資-3
資料 2-1-1-2	防災重点ため池一覧	資-11
資料 2-1-3-1	消防力の現況	資-13
資料 2-1-3-2	消防団所有車両一覧	資-14
資料 2-3-1	各種協定	—
資料 2-3-1-1	福岡県消防相互応援協定	資-15
資料 2-3-1-2	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定 (福岡県内各市町村)	資-20
資料 2-3-1-3	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書 (全国霊柩自動車協会)	資-22
資料 2-3-1-4	災害時における棺等埋葬用品の供給等の協力に関する協定書 (県葬祭業組合)	資-25
資料 2-3-1-5	災害時等における避難所としての使用に関する協定書 (キリンビール株式会社福岡工場)	資-28
資料 2-3-1-6	災害時相互応援協定書 (日田市)	資-31
資料 2-3-1-7	朝倉市における大規模な災害時の応援に関する協定書 (国土交通省九州地方整備局)	資-33
資料 2-3-1-8	災害時におけるボランティア活動に関する協定書 (社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会)	資-35
資料 2-3-1-9	災害等における医療救護活動に関する協定書 (一般社団法人 朝倉医師会)	資-39
資料 2-3-1-10	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン)	資-49
資料 2-3-1-11	災害時におけるレンタル機材の提供 (株式会社アクティオ)	資-53
資料 2-3-1-12	「道の駅原鶴」の防災利用に関する覚書 (福岡県朝倉県土整備事務所)	資-55
資料 2-3-1-13	独立行政法人水資源機構が観測する雨量情報の朝倉市への情報提供等に関する協定書 (独立行政法人水資源機構筑後川局)	資-57
資料 2-3-1-14	災害時における物資供給に関する協定書 (NPO 法人コメリ災害対策センター)	資-59
資料 2-3-1-15	防災パートナーシップに関する協定書 (KBC 九州朝日放送)	資-61
資料 2-3-1-16	災害時における施設等の利用協力に関する協定 (福岡法務局)	資-63
資料 2-3-1-17	災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)	資-66
資料 2-3-1-18	災害時における物資供給に関する協定 (株式会社グッデイ)	資-68
資料 2-3-1-19	朝倉市災害復旧に関する協定書 (九州電力株式会社甘木配電事業所)	資-70
資料 2-3-1-20	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定 (佐川急便株式会社九州支店)	資-74
資料 2-3-1-21	し尿等の処理に関する相互協力協定 (うきは久留米環境施設組合)	資-77
資料 2-3-1-22	し尿等の処理に関する相互協力協定 (両筑衛生施設組合)	資-79
資料 2-3-1-23	水道施設修繕工事等に関する協定 (朝倉市管工事協同組合)	資-81
資料 2-3-1-24	火葬場の相互応援協力に関する協定 (うきは市)	資-85
資料 2-3-1-25	災害廃棄物の処理等に関する協定 (公益社団法人 福岡県産業廃棄物協会)	資-86
資料 2-3-1-26	災害等における応急対策の支援 (朝倉市土木建設業協会)	資-88
資料 2-3-1-27	災害時における飲料水の提供 (キリンビール株式会社福岡工場)	資-90

資料番号	資料名	頁
資料 2-3-1-28	災害時における復旧支援協力（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）	資-92
資料 2-3-1-29	福祉避難所に関する協定（社会福祉法人 宏志会）	資-94
資料 2-3-1-30	福祉避難所に関する協定（社会福祉法人 朝倉恵愛会）	資-96
資料 2-3-1-31	福祉避難所に関する協定（社会福祉法人 寿泉会）	資-98
資料 2-3-1-32	福岡県南地域水道災害等相互応援に関する協定 （福岡県南広域水道企業団 他 1 1 自治体）	資-100
資料 2-3-1-33	災害等における復旧等業務の支援に関する協定（両筑測量設計協同組合）	資-106
資料 2-3-1-34	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（原鶴温泉旅館協同組合）	資-108
資料 2-3-1-35	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（甘木・朝倉西部旅館組合）	資-111
資料 2-3-1-36	災害時における物資の調達に関する協定（王子コンテナ株式会社九州北工場）	資-114
資料 2-3-1-37	災害時における物資の調達に関する協定（株ナフコ）	資-116
資料 2-3-1-38	福祉避難所に関する協定（社会福祉法人 こがね福祉会）	資-118
資料 2-3-2-1	地区防災計画及び防災拠点施設の一覧	資-120
資料 2-3-2-2	臨時ヘリポート設定時の目安要件	資-121
資料 2-3-4-1	地方通信ルート（非常通信ルート）	資-122
資料 2-3-8-1	指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の一覧	資-123
資料 2-3-14-1	水防倉庫の位置及び水防資器材等一覧表	資-125
資料 2-3-14-2	備蓄品倉庫の位置及び資器材等一覧表	資-126
資料 2-3-15-1	応急仮設住宅の建設候補場所	資-128
資料 3-1-1-1	朝倉市災害対策本部条例	資-129
資料 3-1-1-2	朝倉市災害対策本部編成表	資-130
資料 3-1-2-1	応急ヘリポート設置候補場所	資-132
資料 3-2-1-1	気象特別警報、警報及び注意報の発表基準	資-133
資料 3-2-4-1	災害危険箇所一覧	資-136
資料 6-2-10-1	朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例	資-138
資料 6-2-10-2	朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資-143

※資料番号の付け方

「資料 編番号 - 章番号 - 節番号- 資料の連続番号 資料名」

(例) 「資料 2-1-1-1 災害時要援護者関連施設一覧表」

↓

「資料 2 編-第 1 章-第 1 節-1 番目の資料 資料名」

■様式集

様式 1	災害時電話受付メモ	様-1
様式 2	災害発生箇所別報告書	様-2
様式 3-1	被害状況一覧表（速報値）	様-3
様式 3-2	被害状況一覧表（確定値）	様-4
様式 4	被害状況集計（広報用）	様-5
様式 5	避難者受付票	様-7

様式 6	避難者受付票（避難者配付用）	様-8
様式 7	避難状況一覧表	様-9
様式 8	県への応援要請文書	様-10
様式 9-1	自衛隊災害派遣要請文書	様-11
様式 9-2	自衛隊災害派遣要請報告	様-12
様式 9-3	自衛隊災害派遣撤収要請文書	様-13
様式 10	放送要請に係る文書	様-14
様式 11-1	罹災証明申請書	様-15
様式 11-2	被災証明申請書	様-16
様式 11-3	罹災証明書	様-17
様式 11-4	被災証明書	様-18

【資料 1-1-3-1 朝倉市防災会議条例】

○朝倉市防災会議条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 18 号

改正 平成 24 年 10 月 1 日条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、朝倉市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 朝倉市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合消防本部の職員のうちから市長が任命する者
  - (5) 市長が、その部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事40人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が、防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料2-1-1-1 要配慮者利用施設一覧表】

〔一覧表作成日〕令和3年11月30日現在

〔作成時情報収集先〕

- ★甘木・朝倉消防本部予防課……消防法施行令「別表第1」6項及び16項の該当施設を入手
- ★市役所子ども未来課保育所係、市役所介護サービス課給付育成係、市役所福祉事務所障がい者福祉係
- ★福岡県北筑後保健福祉環境事務所企画指導係……市内の病床を持っている医療機関を入手
- ★福岡県砂防課……「土砂災害危険区域」列の内容を入手

〔下記表の説明〕・「別表区分」は、消防法施行令「別表第1」の項等です。

〔注意事項〕・「土砂災害防止法の（特別）警戒区域」欄については、土砂災害防止法に基づく区域指定によるもの。

・「区域」欄は、「土砂災害防止法の（特別）警戒区域」に該当する場合は「土砂」、「浸水想定区域」に該当する場合は「浸水」を記載しています。

(1) 公立保育所

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域				別表区分	区域		
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊				地滑り	
											区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号					
1	安川保育所	70	22-4427	22-4427	838-0017	千手 793-1	安川	-	-	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	浸水
2	福田保育所	60	22-4419	22-4419	838-0052	小隈 277-1	福田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	-	
3	蟻城保育所	90	22-3991	22-3991	838-0037	林田244	蟻城	3-5未満	1-2未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	浸水	
4	黄金川保育所	90	22-4136	22-4136	838-0031	屋永 3277-1	金川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	-	
5	三奈木保育所	120	22-2039	22-2039	838-0023	三奈木 4592	三奈木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	-	
6	松末保育所	30	62-0039	62-0039	838-1504	杷木星丸 1198-1	松末	-	-	-	-	441-I-017N	-	-	警戒	441-K-037	-	-	6項ハ(3)	土砂	
7	杷木保育所	110	63-3557	63-3557	838-1506	杷木林田 443	杷木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	-	
8	久喜宮保育所	90	62-0309	62-0309	838-1514	杷木久喜 宮856-7	久喜宮	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	浸水	
9	志和保育所	60	62-2580	62-2580	838-1521	杷木志波 4929-24	志波	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	-	

(2) 私立保育園

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域				別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊				地滑り
											区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号				
1	真愛保育園	230	22-2830	23-2220	838-0068	甘木 1625-1	甘木	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	浸水
2	生い立つ保育園	220	24-5203	24-7841	838-0061	菩提寺 606-1	甘木	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	浸水
3	馬田保育園	120	22-6222	22-6346	838-0058	馬田 1177-1	馬田	-	-	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	浸水
4	立石保育園	135	22-2241	22-9222	838-0064	頓田 205-8	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	-
5	青梅保育園	120	23-0333	24-3505	838-0026	柿原843- 1	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	-
6	ひろにわ保育所	90	52-3222	52-3238	838-1315	入地 2607-1	大福	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	-

(3) 私立認定こども園

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域				別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊				地滑り
											区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号				
1	どれみ保育園	51	62-3577	62-3577	838-1511	杷木池田 786-1	杷木	0.5-3未満	-	-	-	-	警戒	441-D-294 他	-	-	-	-	6項ハ(3)	浸水 土砂
2	甘木双葉幼稚園	107	22-6680	22-6846	838-0055	下浦734	馬田	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	6項二	浸水
3	大福幼稚園	75	52-2504	52-2576	838-1316	大庭 3662-1	大福	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項二	浸水

## (4) 私立幼稚園

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域				別表区分	区域
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊			
								区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号				
1	甘木幼稚園	235	22-2439	22-2449	838-0068	甘木 944-37	甘木	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	6項ニ	浸水
2	甘木聖和幼稚園	40	22-3400	22-3400	838-0068	甘木 1861-1	甘木	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	6項ニ	浸水
3	宮野幼稚園	80	52-2500	52-2541	838-1304	須川 3259-1	宮野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ニ	-

## (5) 一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設（届出保育施設）

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域				別表区分	区域
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊			
								区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号				
1	田子森むすび保育園	16	24-2496			屋永 3187-3	金川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	-

## (6) 児童養護施設・児童自立支援センター

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域				別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊				地滑り
								区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号					
1	古処学園	40	25-1612 25-0516	25-0516	838-0011	秋月野鳥 539	秋月	-	-	-	-	-	-	警戒	209-D-003	-	-	-	6項ハ(3)	土砂
2	ひばりが丘学園	80	22-2907	24-9037	838-0058	馬田3246	馬田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	-	
3	PICCOLO（ピッコロ）		21-5551		838-0031	屋永1767	金川	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(3)	浸水	

## (7) 障害福祉施設

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域						別表区分	区域
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り			
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号		
1	あゆみの会	20	24-9036		838-0068	甘木 655-1	甘木	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(5)	-	
2	千代の里	30	23-2992	22-2885	838-0066	千代丸 466	馬田	-	0.5-3未満	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ロ(5)	浸水	
3	清流学園	32	23-1901	23-1910	838-0062	堤1420-1	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(5)	-	
4	ケアホーム そよ風	5	24-4900		838-0051	小田1785	福田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ロ(5)	-	
5	こがね園		24-1294		838-0039	桑原 1088-1	金川	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(5)	浸水	
6	愛夢チャレンジ		23-8355	23-8355	838-0068	甘木 1464-1	甘木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(5)	-	
7	さわやか愛の家 朝倉館		21-7117	21-7118	838-0055	下浦 1051-1	馬田	0.5未満	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(5)	浸水	
8	ヒカレ		070- 2331- 1227	28-7756	838-0062	堤1006-1	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(5)	-	
9	ASOBI BA (アソビバ)		28-7755		838-0062	堤1764-8	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(5)	-	
10	アットホーム清流学園	10			838-0062	堤382	立石	-	-	-	-	-	警戒	209-D-053	-	-	-	-	6項ハ(5)	土砂	
11	こどもプラス甘木教室		23-8114	050- 3397- 2537	838-0031	屋永 1767-1	金川	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水	
12	放課後等デイサービスひまわり		28-8003	28-8006	838-0062	堤885-1	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	K'sファーム あさくら		21-6661	21-6662	838-0023	三奈木 291	三奈木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
14	だいちに水 杷木わかいち館		28-8178	28-8179	838-1515	杷木若市 2874	久喜宮	-	-	-	-	-	警戒	441-D-301 441-D-302 441-D-303	-	-	-	-	-	土砂	
15	短期入所生活介護 日迎の園		62-0007	62-1166	838-1521	杷木志波 92-1	志波	5-10未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水	
16	朝倉医師会介護老人保健施設アスピア		23-2200	23-2264	838-0023	三奈木 2420-15	三奈木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	グループホームすまいる		28-8722	28-8733	838-0039	桑原527- 1	金川	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水	
18	グループホームほのか		21-2333	22-8114	838-0031	屋永 2315-1	金川	-	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水	
19	グループホーム ティエラ		080- 7373- 3003		838-0068	甘木1919- 1カーサ恵 比須103	甘木	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水	

## (8) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域						別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り				
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号			
1	甘木愛光園 【通所介護 デイサービスセンターのんびり村】	50	25-1558	25-1938	838-0014	山見429	上秋月	-	-	-	209-I-039	209-I-022N	-	警戒	209-D-049 209-D-195	209-K-034 209-K-035 209-K-036	警戒	209-K-222	-	-	6項ロ(1)	土砂
2	きらく荘 【通所介護 きらく荘デイサービスセンター】 【小規模多機能居宅介護 きらく荘小規模多機能ホーム】 【認知症共同生活介護 きらく荘 グループホーム】 介護老人福祉施設夢花館	50 18 50	21-1833	21-1883	838-0022	城859	三奈木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ロ(1)	-
3	いしずえ荘 【通所介護 アイサービス日迎の園】	100	21-3200	21-3300	838-0023	三奈木 2466-1	三奈木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ロ(1)	-
4	日迎の園 【通所介護 アン・ローゼ】		62-3701	62-3800	838-1521	杷木志波 92-1	志波	5-10未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ロ(1)	浸水

## (9) 介護老人保健施設

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域				別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊	地滑り			
														区域の別	区域番号		区域の別			区域番号
1	アルファ俊聖 【通所リハビリテーション アルファ俊聖】	70	22-5551	24-4688	838-0068	甘木199-1	甘木	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口（1） -	浸水
2	ラ・パス 【通所リハビリテーション ラ・パス】	100	23-1322	23-1272	838-0061	菩提寺183-53	甘木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6項イ -	-
3	アスピア 【通所リハビリテーション アスピア】	100	23-2200	23-2264	838-0023	三奈木2420-15	三奈木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口（1） -	-

## (10) 認知症共同生活介護（グループホーム）

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域				別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊	地滑り			
														区域の別	区域番号		区域の別			区域番号
1	グループホーム 和笑	9	25-0377	25-0377	838-0002	長谷山393-10	安川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口（1）	-
2	グループホーム 愛らんど	18	23-8100	23-8101	838-0068	甘木2427	甘木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口（1）	-
3	グループホーム すずらん	18	62-3383	62-3383	838-1505	杷木穂坂89-1	杷木	3-5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口（1）	浸水

## (11) 認知症対応型通所介護（地域密着型サービス）

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域				別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊	地滑り			
														区域の別	区域番号		区域の別			区域番号
1	ほがらかデイサービスアルファ俊聖		22-5518	22-5718	838-0068	甘木1175-20	甘木	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水

## (12) 特定施設入所者生活介護

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域				別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊	地滑り			
														区域の別	区域番号		区域の別			区域番号
1	さわやか いずみ館		21-7377	21-7477	838-0068	甘木260-1	甘木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口（1）	-

## (13) ケアハウス経費老人ホーム

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域				別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊	地滑り			
														区域の別	区域番号		区域の別			区域番号
1	ケアハウス雅	30	23-1511	23-1008	838-0068	甘木2427-1	甘木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ（1）	-

(14) 住宅型有料老人ホーム

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域					別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り			
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別			区域番号
1	和楽 【地域密着型通所介護 デイサービスセンター和楽】	15	25-8877	25-8877	838-0011	秋月野鳥 681-1	秋月	-	-	-	-	-	-	警戒	209-D-002 209-D-003	-	-	-	-	6項口(1)	土砂
2	恕経庵 【認知症共同生活介護 グループホーム 砂う砂う】 【地域密着型通所介護 デイサービス 好日庵】	20	22-5521	22-5583	838-0055	下浦564-1 下浦566-2	馬田	0.5-3未満	-	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口(1)	浸水
3	健生館つつみ 【地域密着型通所介護 健生館つつみ デイサービスセンター】	20	22-3661	22-1819	838-0062	堤887-1	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口(1)	-	
4	健生館けやき 【通所介護 健生館けやき デイサービスセンター】	30	22-2262	22-2210	838-0062	堤458-1	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口(1)	-	
5	シルバートライ朝倉	16	22-1080	23-8010	838-0062	堤955-27	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口(1)	-	
6	ゆずり葉 【地域密着型通所介護 デイサービス だんだん】	8	22-5391	23-9087	838-0039	桑原666-1	金川	-	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口(1)	浸水	
7	健生館みなぎ 【通所介護 健生館みなぎ デイサービスセンター】	39	21-3336	21-3337	838-0020	美奈宜の 杜5-12-	美奈宜の 杜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口(1)	-	
8	お多福来 【通所介護 デイサービスお多福来】	20	52-2951	52-2959	838-1306	山田343-1	朝倉	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口(1)	浸水	
9	ラ・ファミーユ 朝倉 【通所介護 デイサービスセンターファミーユ朝倉】	24	21-3355	21-3356	838-1316	大庭 5390-12	大福	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口(1)	-	
10	わかいち 【通所介護 デイサービスセンター わかいち】	15	26-2370	26-2365	838-1515	杷木若市 2401	久喜宮	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口(1)	-	

(15) サービス付き高齢者向け住宅

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域					別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り			
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別			区域番号
1	健生館 【通所介護 デイサービスセンター げんせい】	56	21-0206	21-7600	838-0068	甘木1187 甘木1187-2	甘木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口(1)	-	
2	ラプリーローズあさくら	37	52-8008		838-1315	入地 2262-1	朝倉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(1)	-	
11	ローズハウスいしずえ	18	52-1116	52-1155	838-1315	入地 2728-1	大福	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(1)	-	

(16) 通所介護（デイサービス）

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域					別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り			
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別			区域番号
1	デイサービス ローズ倶楽部		23-2525	23-2524	838-0068	甘木 1872-1	甘木	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(1)	浸水	
2	J A筑前あさくら デイサービスより あい		21-8255	21-8931	838-0065	一木18- 22	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16項イ	-	
3	デイサービスもやい		21-8815	21-7178	838-0031	屋永 4327-5	金川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(1)	-	
4	デイサービス いしずえ荘		52-1206	52-1155	838-1315	入地 2728-1	大福	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項口(1)	-	

(17) 地域密着型通所介護（デイサービス）

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域					別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り			
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別			区域番号
1	リハプライド・朝倉		23-9030	23-9031	838-0069	来春192- 1	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	宅老所 つつみの郷 ひまわり		22-7730	28-7288	838-0062	堤1003-1	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ(1)	-	

## (18) 小規模多機能居宅介護（地域密着型サービス）

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域						別表区分	区域
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り			
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号		
1	小規模多機能型居宅介護施設 めくもりの家		52-1013	52-1024	838-1312	田中255-1	大福	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ロ（1）	浸水

## (19) 老人福祉センター

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域						別表区分	区域
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り			
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号		
1	老人福祉センター 寿楽荘		24-4095		838-0062	堤1413	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ（1）	-
2	朝倉老人福祉センター		52-0154	52-0495	838-1302	宮野2047-1	宮野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項ハ（1）	-
3	杷木老人福祉センター		63-3543		838-1512	杷木寒水99-2	久喜宮	0.5-3未満	-	-	-	-	警戒	441-D-294 他	-	-	-	-	-	6項ハ（1）	浸水 土砂

## (20) 病院、診療所又は助産所……入院病床を有する施設のみ掲載している

No	施設名 【併設施設名】	病床数	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域						別表区分	区域
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り			
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別	区域番号		
1	朝倉健生病院 【通所リハビリテーション 朝倉健生病院】	一般150	22-5511	22-1203	838-0068	甘木151-4	甘木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項イ（3）	-
2	栗林皮膚泌尿器科医院	有床4	22-5587	24-0617	838-0068	甘木608-1	甘木	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項イ（4）	浸水
3	甘木中央病院	一般96 療養92	22-5550	24-3572	838-0068	甘木667	甘木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項イ（1）	-
4	富田産婦人科	有床12	22-2234	22-3424	838-0068	甘木1979-8	甘木	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項イ（3）	浸水
5	クリニック コスモ	有床19	23-2500	23-1328	838-0061	菩提寺183	甘木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16項イ	-
6	香月病院 【通所リハビリテーション 通所リハビリ だんらん】	療養60	22-6121 22-6122	22-1903 22-6124	838-0055	下浦715	馬田	-	-	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項イ（1）	浸水
7	福岡眼科医院	有床10	24-8234	24-8221	838-0062	堤469-1	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項イ（4）	-
8	朝倉医師会病院	一般300	23-0077	23-0076	838-0069	来春422-1	立石	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項イ（3）	浸水
9	甘木病院	精神160	22-8111	22-8114	838-0031	屋永2295-2	金川	-	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6項イ（3）	浸水
10	森山内科医院	有床19	62-0111	62-0112	838-1511	杷木池田789-5	杷木	-	-	-	-	-	警戒	441-D-294 他	-	-	-	-	-	6項イ（2）	土砂

(21) コミュニティセンター

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域					別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り			
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別			区域番号
1	上秋月コミュニティセンター		25-0457	25-0457	838-0019	上秋月 1733	上秋月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	秋月コミュニティセンター		25-0458	25-0458	838-0001	秋月669	秋月	-	-	-	-	-	警戒	209-D-015	-	-	-	-	-	-	土砂
3	安川コミュニティセンター		22-2017	21-3297	838-0016	下瀬737- 1	安川	0.5-3未満	-	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水
4	甘木地域センター		22-2117	22-2117	838-0068	甘木 764-21	甘木	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水
5	馬田コミュニティセンター		22-2140	26-4193	838-0058	馬田1286	馬田	-	-	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水
6	立石コミュニティセンター		22-2101	22-2101	838-0064	順田 205-1	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	福田コミュニティセンター		22-2158	21-3788	838-0052	小隈 219-1	福田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	蟻城コミュニティセンター		22-3004	22-3004	838-0037	林田242	蟻城	3-5未満	0.5未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水
9	金川コミュニティセンター		22-2242	22-2242	838-0031	屋永3266	金川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	三奈木コミュニティセンター		22-3114	22-3329	838-0023	三奈木 4260	三奈木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	高木コミュニティセンター		29-0750	26-7817	838-0072	黒川 3972-1	高木	-	-	-	209-I-009	-	-	-	-	-	-	-	-	-	土砂
12	高木コミュニティセンター佐田分館		29-0028		838-0071	佐田 4277	高木	-	-	-	-	209-I-027N	-	-	警戒	209-K-055	-	-	-	-	土砂
13	朝倉地域コミュニティ協議会（朝倉地域生涯学習センター内）		52-1113	52-1197	838-1302	宮野1997	宮野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	松末地域コミュニティ協議会		62-1012	62-1012	838-1504	杷木星丸 1170	松末	-	-	-	209-I-021	-	-	警戒	441-D-037	-	-	-	-	-	土砂
15	杷木コミュニティ協議会（杷木地域生涯学習センター内）		62-2040	62-2040	838-1511	杷木池田 483-1	杷木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	久喜宮地域コミュニティ協議会（久喜宮集落センター内）		62-0018	62-0018	838-1514	杷木久喜 宮917-1	久喜宮	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水
17	志波地域コミュニティ協議会（志波小学校体育館内）		62-3920	62-3920	838-1521	杷木志波 4669-1	志波	-	-	-	-	-	441-111	-	-	-	-	-	-	-	土砂

## (22) 小学校

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域					別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り			
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別			区域番号
1	秋月小学校		25-0455	25-0455	838-0002	長谷山50	安川	-	-	-	-	-	-	-	警戒	209-K-204 209-K-205	-	-	-	土砂	
2	甘木小学校		22-2710	22-2795	838-0068	甘木1945	甘木	-	-	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水	
3	馬田小学校		22-2570		838-0058	馬田1243	馬田	0.5-3未満	-	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水	
4	立石小学校		22-2463	24-8903	838-0064	頓田 380-1	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	福田小学校		22-2452		838-0051	小田450	福田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	蟻城小学校		22-3011		838-0037	林田220	蟻城	3-5未満	0.5-1未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水	
7	金川小学校		22-2350		838-0031	屋永3148	金川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	三奈木小学校		22-3120		838-0023	三奈木 4564	三奈木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	朝倉東小学校		52-1141	52-1142	838-1304	須川2680	宮野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	大福小学校		52-1151	52-1152	838-1316	大庭3594	大福	0.5-3未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浸水	
11	杷木小学校		62-0107	62-0373	838-1512	杷木寒水 175	杷木	-	-	-	-	-	-	警戒	441-D-294 他	-	-	-	-	土砂	

## (23) 中学校

No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域					別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り			
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別			区域番号
1	秋月中学校		25-0456		838-0011	秋月野鳥 663	秋月	-	-	-	209-I-055	-	-	警戒	209-D-002 209-D-003 209-D-004	-	-	-	-	土砂	
2	甘木中学校		22-2424		838-0062	堤1430-1	立石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	南陵中学校		22-2076	22-2040	838-0059	平塚1519	福田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	十文字中学校		22-3106	22-3106	838-0023	三奈木 3710	三奈木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	比良松中学校		52-1121	52-1123	838-1302	宮野2030	宮野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	杷木中学校		62-1045	62-1056	838-1511	杷木池田 822-1	杷木	-	-	-	-	-	-	警戒	441-D-294 他	-	-	-	-	土砂	

## (24) その他公共施設（浸水想定・土砂災害関係）区域内のみ

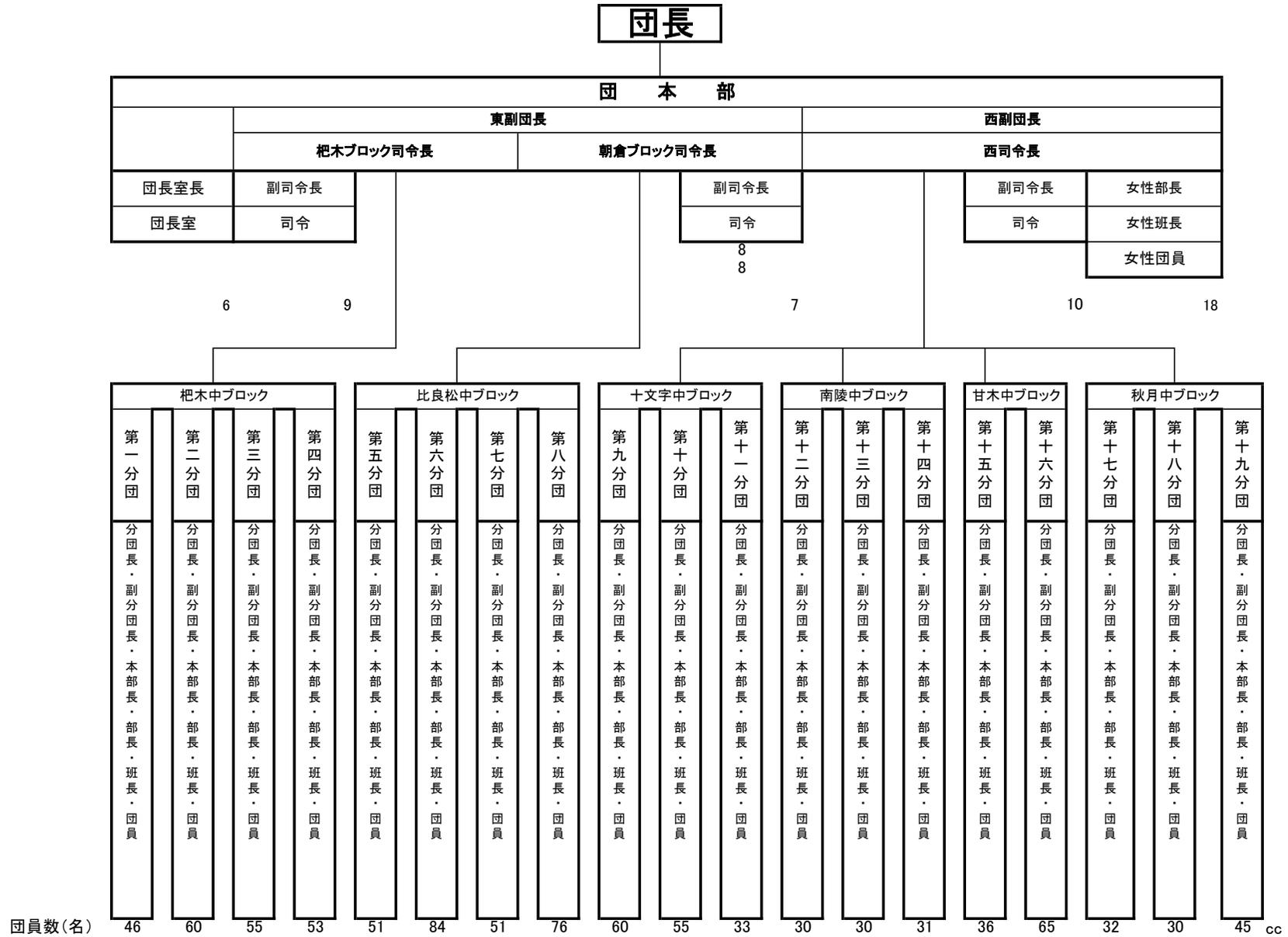
No	施設名 【併設施設名】	定員	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	地区名	浸水想定区域（水深m）			土砂災害危険区域			土砂災害防止法の（特別）警戒区域					別表区分	区域	
								筑後川	佐田川	小石原川	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険	地すべり 危険箇所	土石流		急傾斜地崩壊		地滑り			
														区域の別	区域番号	区域の別	区域番号	区域の別			区域番号
1	朝倉市役所		22-1111	22-1118	838-0061	菩提寺 412-2	甘木	-	-	-	-	209-I-028N	-	-	警戒	209-K-157 209-K-158	-	-	-	土砂	
2	持丸浄水場		22-1911		838-0015	持丸217	安川	-	-	-	-	-	-	-	警戒	209-K-170	-	-	-	土砂	
3	たかき清流館		29-0623		838-0071	佐田4277	高木	-	-	-	209-I-018	209-I-026N	-	-	特別警戒 警戒	209-K-056 209-K-055	-	-	-	土砂	

【資料 2-1-1-2 防災重点ため池一覧】

	ため池の名称	ため池の名称 (ふりがな)	ため池の所在地
1	新池	しんいけ	菩提寺 356
2	小堤	こつつみ	持丸 1184-1
3	大堤	おおつつみ	持丸 95-1
4	中堤	なかつつみ	持丸 51
5	上堤	うえつつみ	持丸 44
6	下堤	したつつみ	持丸 1031-1
7	だらがさか池	だらがさかいけ	隈江 920-1
8	大堤	おおつつみ	日向石 1252-1
9	大池	おおいけ	堤 1411
10	昭和池	しょうわいけ	堤 88-1
11	菰池	こもいけ	柿原 1222
12	新池	しんいけ	柿原 1300
13	蓮池	はすいけ	柿原 1341
14	妙見池	みょうけんいけ	屋形原 870
15	梶ノヤ池	かじのやいけ	屋形原 314
16	池の迫池	いけのさこいけ	城 192
17	吉ヶ谷池	よしがたにいけ	城 63
18	五郎丸下池	ごろうまるしたいけ	三奈木 4897
19	池の内池	いけのうちいけ	柿原 565
20	赤堤	あかつつみ	堤 1370
21	野堤	のつつみ	堤 1320
22	中池	なかいけ	堤 1305-1
23	常流池	じょうりゅういけ	堤 1262
24	堤上池	つつみうえいけ	堤 15-1
25	中池	なかいけ	柿原 1341
26	道正池	どうしょういけ	板屋 189
27	火の谷池	ひのたにいけ	城 27
28	原ヤ迫池	はらやさこいけ	城 146
29	古熊池	こぐまいけ	三奈木 156
30	ガク道谷池	がくどうたにいけ	上秋月 1666
31	池の迫上池	いけのさこうえいけ	城 192
32	平原溜池	ひらばるためいけ	杷木若市 2318 外
33	山野溜池	やまのためいけ	杷木若市 3151-2 外
34	河原溜池	こうらためいけ	杷木若市 2867-1

	ため池の名称	ため池の名称 (ふりがな)	ため池の所在地
35	城ヶ迫1溜池	じょうがさこ1ためいけ	杷木久喜宮 535-1
36	生津溜池	なまづためいけ	杷木志波 4014-1
37	土屋溜池	つちやためいけ	杷木古賀 1604-2
38	上野溜池	うえのためいけ	杷木古賀 1455
39	上池田1溜池	かみいけだ1ためいけ	杷木池田 1175
40	上池田2溜池	かみいけだ2ためいけ	杷木池田 1188
41	梅ヶ谷1溜池	うめがたに1ためいけ	杷木志波 1953-2
42	茶屋の谷1溜池	ちゃやのたに1ためいけ	杷木志波 4162
43	茶屋の谷2溜池	ちゃやのたに2ためいけ	杷木志波 4156
44	上原溜池	うへはらためいけ	杷木穂坂 593-1
45	大谷溜池	おおたにためいけ	杷木若市 3389
46	市井迫溜池	いちいさこためいけ	杷木穂坂 654-1
47	上梨木溜池	かみなしきためいけ	烏集院 791
48	丸山溜池	まるやまためいけ	烏集院 853-1
49	鐘突溜池	かねつきためいけ	烏集院 870-1
50	サコタ溜池	さこたためいけ	烏集院 120
51	辰ヶ迫溜池	たつがさこためいけ	宮野 978
52	北八坂溜池	きたやさかためいけ	宮野 620
53	長尾下溜池	ながおしたためいけ	宮野 645-1
54	立野表溜池	たてのおもてためいけ	宮野 485
55	八坂谷溜池	やさかたにためいけ	宮野 32
56	長安寺原溜池	ちょうあんじばるためいけ	須川 1194
57	大谷溜池	おおたにためいけ	須川 1259
58	千代田溜池	ちよだためいけ	須川 1623
59	上来光寺溜池	かみらいこうじためいけ	須川 2319
60	上須川溜池	かみすがわためいけ	須川 1735
61	三反田溜池	さんたんだためいけ	須川 192、菱野 289
62	鎌塚溜池	かまつかためいけ	山田 2056
63	本村溜池	もとむらためいけ	菱野 951
64	山の神溜池	やまのかみためいけ	山田 1809-1
65	上の宿溜池	うえのしゅくためいけ	山田 594
66	山陰溜池	やまかげためいけ	須川 916
67	山陰上溜池	やまかげうえためいけ	須川 903
68	後ヶ谷池	うしろがたにいけ	矢野竹 1044
69	小堤	こつつみ	日向石 1258-2
70	笹尾池	ささおいけ	杷木志波 5521-1
71	柳溜池	やなぎためいけ	山田 657

### 朝倉市消防団 組織図



合計 979 名

【資料2-1-3-2 消防団所有車両一覧】

消防団所有車両一覧

令和3年11月30日現在

分団名	指揮車	広報車	ポンプ車	タンク車	可搬積載車	軽可搬積載車	ボートトレーラー	軽トラック
団本部 (杷木)	1							
第1分団			1					
第2分団			1		1			1
第3分団			1		1			
第4分団			1		2			
団本部 (朝倉)	1							
第5分団			1					
第6分団			1			1		
第7分団			1					
第8分団			1					
団本部 (西)	1	1						
第9分団			2					
第10分団			1		1			
第11分団			1					
第12分団			1				1	
第13分団			1					
第14分団			1					
第15分団			1					
第16分団			1	2				
第17分団			1					
第18分団			1					1
第19分団			1			1		
事務局	1	1						

※数字表記は、その分団が所有している車両の台数を指す。

## 【資料 2-3-1-1 福岡県消防相互応援協定】

### 福岡県消防相互応援協定

#### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

#### (地域区分)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

#### (対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 林野火災，高層建築物火災，危険物火災等の大規模火災
- (2) 地震，風水害その他大規模災害
- (3) 航空機事故，列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故
- (4) 武力攻撃が疑われる災害
- (5) 放射性物質，生物剤又は化学剤による災害
- (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で，応援が必要と判断されるもの

#### (応援要請)

第4条 応援要請は災害が発生した市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、協定市町村等の長又は消防長に対し、災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。

##### (1) 第一要請

第2条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

##### (2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

2 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長又は消防長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

#### (応援隊の派遣及び中断)

第5条 前条の規定により応援の要請を受けた市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長は、当該発災市町村等における災害対応を応援するため、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし、やむを得ない理由により派遣し難い場合は、派遣をしないことができるものとする。

2 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することかできるものとする。

(迅速な応援出動体制の確立)

第6条 協定市町村等の長又は消防長は、大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合又は被害状況が確認できない場合等の特に緊急を要するときには、第4条に規定する応援要請を待たず、先行調査のため、必要な応援隊（以下「先遣隊」という。）を派遣できるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。

(通報)

第7条 応援を要請した場合又は応援隊等を派遣した場合や派遣を中断した場合において、要請側又は応援側の長又は消防長は、その旨を福岡県に対して通報するものとする。

(応援側の指揮)

第8条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(消防団応援)

第10条 消防団の応援に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(航空消防応援)

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改廃)

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から効力を生じる
- 2 平成25年3月28日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

令和2年3月11日

【各組織押印】

北九州市長 福岡市長 大牟田市長 久留米市長 直方市長 飯塚市長 田川市長 柳川市長  
八女市長 筑後市長 大川市長 行橋市長 豊前市長 中間市長 小郡市長 筑紫野市長 春日  
市長 大野城市長 宗像市長 太宰府市長 古賀市長 福津市長 うきは市長 宮若市長 嘉麻  
市長 朝倉市長 みやま市長 糸島市長 那珂川市長 宇美町長 篠栗町長 志免町長 須恵町  
長 新宮町長 久山町長 粕屋町長 芦屋町長 水巻町長 岡垣町長 遠賀町長 小竹町長 鞍  
手町長 桂川町長 筑前町長 東峰村長 大刀洗町長 大木町長 広川町長 香春町長 添田町  
長 糸田町長 川崎町長 大任町長 赤村長 福智町長 苅田町長 みやこ町長 吉富町長 上  
毛町長 築上町長

八女地区消防組合管理者 筑紫野太宰府消防組合管理者 飯塚地区消防組合長 春日・大野城・  
那珂川消防組合長 福岡県田川地区消防組合管理者 久留米広域市町村圏事務組合組合長 京築  
広域市町村圏事務組合組合長 直方・鞍手広域市町村圏事務組合組合長 甘木・朝倉広域市町村圏  
事務組合理事長 粕屋南部消防組合組合長 宗像地区事務組合組合長 粕屋北部消防組合組合長  
遠賀・中間地域広域行政事務組合代表理事

別表（協定第2条関係）

地 域	構 成 市 町 村 等
(1)北九州地域	<p>北九州市 行橋市 豊前市 中間市 芦屋町 水巻町            岡垣町 遠賀町 苅田町 みやこ町吉富町 上毛町 築上町            京築広域市町村圏事務組合 遠賀・中間地域広域行政事務組合</p>
(2)筑豊地域	<p>直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 小竹町            鞍手町 桂川町 香春町 添田町 糸田町 川崎町            大任町 赤村 福音町            飯塚地区消防組合 福岡県田川地区消防組合            直方・鞍手広域市町村圏事務組合</p>
(3)福岡地域	<p>福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市            古賀市 福津市 糸島市 那珂川市 宇美町 篠栗町            志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町            筑紫野太宰府消防組合 春日・大野城・那珂川消防組合            粕屋南部消防組合 粕屋北部消防組合 宗像地区事務組合</p>
(4)筑後地域	<p>大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市            小郡市 うきは市 朝倉市 みやま市 筑前町 東峰村            大刀洗町 大木町 広川町            八女地区消防組合 久留米広域市町村圏事務組合            甘木・朝倉広域市町村圏事務組合</p>

## 【資料 2-3-1-2 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（福岡県内各市町村）】

### 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

#### （目的）

第 1 条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第 67 条第 1 項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

#### （応援の種類）

第 2 条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

#### （応援要請の手続き）

第 3 条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

#### （応援の実施）

第 4 条 前条第 1 項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第 2 項の規定により要請内容に伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

#### （自主応援）

第 5 条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の

状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

- 2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

- 第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

- 2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

- 第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

- 第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。
- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書

朝倉市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における遺体搬送の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な事故等により、多数の死者が一時的、又は集中的に発生した場合、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に遺体の搬送を迅速、かつ円滑に行うため、必要な手続き等について定める。

### （協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- （1）霊柩自動車等による遺体搬送
- （2）遺体の搬送に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （3）その他、甲の要請により乙が応じられる事項

### （協力の要請）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- （1）要請を行った者の職名及び担当者氏名
- （2）要請の日時
- （3）要請の理由
- （4）要請の内容
- （5）要請場所及び要請期間
- （6）その他、要請に必要な事項

### （協力の方法）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の規定による協力を行うものとする。

### （報告）

第5条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した

災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の搬送に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業の従事者数
- (2) 遺体を搬送した回数及び搬送した遺体数
- (3) その他、甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については甲に対して請求できない。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(経費の決定)

第9条 第2条各号の協力を要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）別表第2に定める費用の限度額を参考にして、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、次のとおり甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置く。

- (1) 甲 朝倉市 消防防災課長
- (2) 乙 社団法人 全国霊柩自動車協会 福岡県支部長

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、遺体搬送等の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な支援協力が図れるよう、この協定により支援協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成23年3月31日までとする。

ただし、期間満了2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年 2 月 / 日

甲 朝倉市

代表者

朝倉市長 塚本 勝 人



乙 東京都新宿区四谷4丁目14番地

社団法人 全国霊柩自動車協会

会 長 坂 下 成 行



災害時における棺等埋葬用品の供給等の協力に関する協定書

朝倉市（以下「甲」という。）と福岡県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における棺等埋葬用品の供給等協力に関し次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、朝倉市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等埋葬用品の供給等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の棺等埋葬用品を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は実施細目で定める棺等埋葬用品の供給等の協力を甲にするものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、朝倉市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が行う。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項の口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った災害対策本部の担当者名
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した棺等埋葬用品の供給等の数
- (4) 履行期間
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、棺等埋葬用品の供給等に従事する乙の組合員は、災害対策本部の指示に従い、遺体安置所等へ供給等に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 棺等埋葬用品の供給等の数
- (2) 従事者名簿
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 棺等埋葬用品の供給等の協力に要した経費は甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、組合員の棺等埋葬用品の供給等実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）に基づく基準額を参考として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な棺等埋葬用品の供給等の協力が図れるよう、会員組合員相互のほか、広域応援体制及び情報伝達体制などの整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては朝倉市消防防災課長、乙にあつては福岡県葬祭業協同組合理事長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、棺等埋葬用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提出するよう努めるものとする。

(通知)

第13条 甲は、災害時における円滑な棺等埋葬用品の供給等の協力が図れるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、又協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙協議して実施細目で定めるものとする。

(実施日)

第16条 この協定は、平成 22 年 2 月 / 日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。



平成 22 年 2 月 / 日

甲 朝倉市

代表者 朝倉市長 塚 本 勝 人



乙 福岡県葬祭業協同組合

理事長 廣 津 厚



【資料 2-3-1-5 災害時等における避難所としての使用に関する協定書（キリンビール株式会社福岡工場）】

## 災害時等における避難所としての使用に関する協定書

災害時等における避難所としての使用に関し、朝倉市（以下「甲」という。）と麒麟麦酒株式会社福岡工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、朝倉市内に災害等が発生し、または発生する恐れがある場合、及び国内において武力攻撃災害等が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難所として市民及び他市区町村住民（以下「住民」という。）を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （避難所の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力避難所として位置付け、住民に周知する。

### （使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から避難所として住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名称	キリンビール福岡工場体育館
所在地	朝倉市馬田字中原3702, 3703-1, 3703-2
所有者	麒麟麦酒株式会社福岡工場

施設名称	キリンビール福岡工場従業員駐車場（北側未舗装地）
所在地	朝倉市馬田字中原3205-5の一部
所有者	麒麟麦酒株式会社福岡工場

### （施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、当該使用施設の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(避難所の開設)

第5条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を避難所として開設するよう要請することができる。

- (1) 洪水、土砂くずれ等による災害が発生し、または発生する恐れがあり、住民に避難勧告・指示（避難勧告・指示の発令前に行う自主避難を含む）を発令する場合。
  - (2) その他、武力攻撃災害等、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。
- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、口頭（電話連絡含む）で行うものとする。
  - 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

(費用の負担)

第6条 当該施設の使用料は無料とする。

- 2 当該施設を避難所として使用したことにより生じた費用等については、乙で処理するものとする。

(使用の禁止)

第7条 朝倉市内において地震が観測された場合は、地震が沈静化し、施設の安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

(使用期間)

第8条 避難所の使用期間は、第5条の開設から避難勧告・指示（避難勧告・指示の発令前に行う自主避難を含む）が解除され、被害の恐れがなくなるまでの間とする。

(避難所の閉鎖)

第9条 第5条に基づく避難所としての使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。



(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年6月1日

「甲」 福岡県朝倉市菩提寺412番地2  
朝倉市  
代表者 朝倉市長 森田 俊 介



「乙」 福岡県朝倉市馬田3601番地  
麒麟麦酒株式会社 福岡工場  
工場長 小早川 忠



## 災害時相互応援協定書

日田市（以下「甲」という。）及び朝倉市（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援することについて次のように協定を締結する。

### （相互に行う応援）

- 第1条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該その区域において災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。
- 2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

### （応援の内容）

第2条 前条の規定により行う応援の内容は次の各号に規定するものとする。

- (1) 次の事項を行うために必要な物資、機材又は車両の譲与又は貸付け

- ア 被災者の救難、救護その他保護の実施
- イ 医療
- ウ 防疫
- エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施
- オ 被災市の公用又は公共用施設の応急的な復旧
- カ 食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬

- (2) 前号カに規定する物の譲与

- (3) その他被災市から応援市に対し要請のあった事項

- (4) 職員を被災市において前各号に規定する応援の内容に従事させること。

### （応援の要求の手続）

第3条 被災市は、前2条の規定による応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法により連絡するものとする。

- (1) 災害による被害の状況

- (2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量

- (3) 前条第4号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

- (4) 応援を受けたい期間

- (5) 応援の実施に係る場所

- (6) その他応援を受けるに当たり必要な事項

3 前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるときは、甲乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

### （応援の実施等）

第4条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めるときは、必要と認められた範囲において応援を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。（指揮権）

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

### （応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第92条第1項の規定により被災市が負担することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令

に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

4 応援に要する経費について前3項の規定によりがたいときは、その都度甲乙が協議して定める。  
(災害補償等)

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(補則)

第9条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し記名押印のうえ、甲乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 24 年 4 月 | 日

甲 大分県日田市田島2丁目6番1号

日 田 市

日田市長 原 田 啓 介



乙 福岡県朝倉市菩提寺412番地2

朝 倉 市

朝倉市長 森 田 俊 介



## 朝倉市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と朝倉市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

### （応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

### （被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 朝倉市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と朝倉市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を朝倉市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

### （応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

### （応援要請の手続）

第4条 市長は、朝倉市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局筑後川河川事務所長又は福岡国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた朝倉市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2の文書により応援内容を通知する。

### （応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 朝倉市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙-3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として朝倉市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合
- ② 国土交通本省が非常若しくは緊急災害対策本部を設置、又は非常体制を発令している場合
- ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧を含まない。)
- ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と朝倉市総務部消防防災課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、朝倉市においては消防防災課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成25年8月30日から適用する。

平成25年8月30日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長

吉崎 収

福岡県朝倉市菩提寺412番地2

朝倉市長

森田 俊介

【資料 2-3-1-8 災害時におけるボランティア活動に関する協定書（社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会）】

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

朝倉市（以下「市」という。）と社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、災害時における災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営、及び災害ボランティア活動運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、朝倉市地域防災計画により、災害時における災害応急及び復旧活動として行うボランティア活動、並びに市外の大規模災害時における災害応急及び復旧活動として行うボランティア活動に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 市内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、市が災害対策本部を設置し、被災地域においてボランティアによる円滑な救援活動を実施する必要があると認めるときは、市と社協で協議し、社協がセンターを設置する。

2 協議の結果、センター設置までに至らない場合でも、市民より要請があり、ボランティアによる活動が必要と認められた場合は、市と社協で協働し、要請に対する支援体制を整える。

（連携及び協力）

第3条 市と社協は、相互に連携、協力し、センターの設置、運営及び災害ボランティア活動に関し必要な業務を実施する。

（センターの業務）

第4条 第2条の規定により、社協がセンターを設置した場合は、直ちにボランティア活動を支援するため、市と連携、協力して次に掲げる業務を実施する。

- （1）災害対策本部等との連携による災害情報の収集、提供及び連絡調整に関すること。
- （2）ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること。
- （3）ボランティアの募集、受付、登録、送り出し及び支援車両（マイクロバス等）による送迎に関すること。
- （4）センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせに関すること。
- （5）ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること。
- （6）ボランティア活動保険の加入手続きに関すること。
- （7）関係機関及び団体等との連絡調整及び派遣要請並びに協力依頼に関すること。
- （8）その他、センター運営にあたり必要と認められる業務。

（設置場所）

第5条 センター本部の設置場所は、災害により損害や二次災害の恐れが少なく、災害状況に応じてボランティア受け入れ規模を想定し、市と社協で協議の上、最適な場所に設置する。

2 社協は、市内の著しく被害を受けた地域にセンターの現地事務所を設置する必要があると認めるときは、市に設置場所の確保を要請する。

3 市は、前項に規定する要請があったときは、速やかに現地事務所の設置場所を確保する。

4 その他、センター運営に必要な場所の確保は、市と社協で協議の上、市が場所の確保をする。

(センターの運営)

第6条 センターの運営は、社協が行う。

2 市は、社協がセンターを設置した場合は、社協との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携、協力体制を整えるものとする。

3 社協は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、社協において人員の確保ができないと判断した場合は、市に対し必要な人員の派遣を要請する。

4 市は、前項に規定する要請があったときは、必要な人員を派遣するように努める。

(被災状況等の情報提供)

第7条 市及び社協は、それぞれが把握する被災状況等の情報提供を求められた場合は、法令等により開示できないものを除き、互いに情報を提供し共有を行う。

(資機材等の確保)

第8条 市及び社協は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(救援物資の保管管理)

第9条 ボランティア活動等に必要な救援物資の受け入れ及び保管は社協が実施する。

(費用負担)

第10条 センターの運営に関して次に掲げる費用は、市の負担とする。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

(1) センター運営に要する社協職員の時間外勤務、週休日及び国民の祝日における勤務の手当て等相当額

(2) 資機材等の購入に要する費用

(3) 需用費等の諸費用

(4) 支援車両（マイクロバス等）による送迎に要する経費相当額

2 前項第1号を除き、社協は公的機関等（市を除く。）から助成金等を受けることができるとき、及び当該被災に対する寄附金等を受けたときは、それらを充当し、市の費用負担の対象外とする。

3 前2項に定めるもののほか、センターの運営に関し特に必要な費用が発生したとき、又その恐れがあるときは、その都度、市と社協で協議するものとする。

(センターの閉所)

第11条 センターの閉所については、市と社協で協議し決定する。

- 2 センター閉所後も、残ニーズや新たなニーズに対する支援体制を継続し対応するよう努める。
- 3 前2項に定める支援体制の終了時期については、被災地域の生活状況等を考慮し判断するものとする。

(平常時の協力)

第12条 社協は、平常時から災害等に備えたセンター機能の整備に努めるものとし、市は社協に対し、整備に関し必要な協力をを行うものとする。

- 2 市と社協は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における支援体制の確立を図るものとする。
- 3 市と社協は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに自主防災組織の育成に努めるものとする。

(市外被災地域への復旧支援活動)

第13条 市外において大規模災害が発生し、当該被災地域の災害ボランティアセンター（以下「現地ボランティアセンター」という。）が設置され、次の各号に規定する判断基準を満たすときは、ボランティアバス等の運行や災害復旧支援ボランティア活動について、市と社協で協議の上、決定するものとする。

- (1) 市に対し、被災市区町村応援職員確保システムによる職員の派遣依頼があったとき。
  - (2) 社協に対し、現地ボランティアセンター等運営に関する職員の派遣依頼があったとき。
  - (3) 現地ボランティアセンターにおいて、復旧活動を担うボランティア活動の必要があると認めるとき。
- 2 前各号に関する判断基準を満たした場合であっても、現地の安全面や道路交通状況等を確認し、適否を判断し実施するものとする。
  - 3 災害復旧支援ボランティアの募集及び現地ボランティアセンターとの調整等については、社協が行う。
  - 4 市外への復旧支援活動にかかる費用については、第10条に基づき、市の負担とする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに市、社協いずれからも協定の解除もしくは変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度市、社協が協議の上、決定し定めるものとする。

(その他)

第16条 市と社協が平成26年3月26日に締結した「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」及び平成30年8月31日に締結した「市外の災害時におけるボランティア活動に関する協定書」

については、本協定締結により効力を失う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、社協記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 4月 1日

市 福岡県朝倉市菩提寺412番地2  
朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕 二

社協 福岡県朝倉市甘木198番地1  
社会福祉法人 朝倉市社会福祉協議会  
代表者 会長 吉田 繁幸

## 災害等における医療救護活動に関する協定

朝倉市（以下「甲」という。）と一般社団法人朝倉医師会（以下「乙」という。）とは、災害及び大規模事故等（以下、「災害等」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、朝倉市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護チームの要請及び派遣）

- 第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動が必要であると認めた場合は、乙に対し、医療救護チームの派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに医師等からなる医療救護チームを編成し、災害現場及び甲が設置する医療救護所等に派遣するものとする。
- 3 乙は、市民等の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ない事態が発生し、甲による要請を待つことができないと判断したときは、前項の規定にかかわらず医療救護チームの派遣を行うことができるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により医療救護チームの派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- 5 甲は、連絡手段の途絶により、第1項に規定する乙への派遣要請が困難な場合は、市民等の生命又は身体を保護するため、乙の会員に直接派遣要請を行うことができるものとする。
- 6 甲は、前項の規定により乙の会員に直接派遣要請を行った場合には、速やかに乙に報告するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、この協定に基づく円滑な医療救護活動を実施するため、次に掲げる事項を規定した災害医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

- (1) 乙の内部の医療救護組織（医療救護チームその他の医療救護に携わる組織をいう。次号において同じ。）及び指揮命令系統
- (2) 医療救護組織内の各担当業務
- (3) 医療救護活動の実施方法
- ア 災害情報の把握方法、連絡体制、具体的な応援要請及び出動命令方式
- イ 応援医療救護チームを含めた医療救護チームの現地指導者
- ウ 携行する医薬品、衛生資材等の内容
- エ 訓練計画
- オ その他必要な事項

- 2 乙は、前項の規定により策定した災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画を甲に提出するものとする。

(医療救護チームの活動場所)

 第4条 医療救護チームは、災害医療救護計画に基づき、災害現場及び甲が設置した医療救護所において、医療救護活動を行うものとする。

(医療救護所)

- 第5条 甲は、災害の状況に応じて、災害現場に近い施設等に医療救護所を設置する。
- 2 甲は、前項に規定する医療救護所のほか、災害の状況により被災地周辺の医療施設等に乙及び乙の会員の協力を得て医療救護所を設置するものとする。

(医療救護チームの業務)

- 第6条 医療救護チームの業務は、次のとおりとする。ただし、第1号に掲げる業務を優先して実施するものとし、第2号、第3号及び第4号に掲げる業務は、可能な限りにおいて実施するものとする。
- (1) 災害現場及び医療救護所でのトリアージ並びに負傷した者に対する医療の実施
  - (2) 災害現場及び医療救護所から医療機関への負傷者搬送時の医療
  - (3) 被災地内において対応が困難な重症者の被災地外への搬送時の医療
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する業務

(指揮命令及び連絡調整)

- 第7条 医療救護チームに対する指揮命令は、甲が指定する者（以下「指揮命令者」という。）が行うものとする。この場合において、医療救護チームの助言を考慮するものとする。
- 2 医療救護チームの医療救護活動に係る連絡調整は、指揮命令者が自ら活動を補佐するものとして乙が指定するドクターコマンダー（医療現場指導者）が行うものとする。

(医療救護チームの移動等)

- 第8条 医療救護チームは、現地までの移動、関係機関との連絡、生活手段等については、原則として、自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。

(医薬品、衛生資材等の調達)

 第9条 第2条の規定により派遣された医療救護チームが第6条各号に掲げる業務を行う場合に必要となる医薬品、衛生資材等は、当該医療救護チームにおいて携行したものを使用するものとする。

(医薬品、衛生資材等の運搬)

第10条 第5条に規定する医療救護所において、前条の規定により医療救護チームが携行した医薬品、衛生資材等に不足が生じたときは、原則として、乙又は乙の指定する者が医薬品、衛生資材等の運搬を行うものとする。ただし、当該運搬が困難であると甲が判断したときは、甲又は甲の指定する者が当該医療救護所まで運搬を行うものとする。

(医療費)

第11条 災害現場及び医療救護所における患者が負担する医療費は無料とする。また、緊急かつやむを得ない事情により、災害現場及び医療救護所以外の場所で医療救護チームが行った医療救護における患者が負担する医療費についても無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、同法の定めるところによる。

(実費弁償等)

第12条 乙は、第2条の規定に基づき甲から医療救護活動等を要請された場合において、医療救護活動に要する次に掲げる経費は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護チームの派遣に要する人件費
- (2) 第9条の規定により医療救護チームが携行し、かつ、使用した医薬品、衛生資材等の実費
- (3) 医療救護チームの医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 第5条第2項の規定により医療救護所を設置した医療施設等において、医療救護活動により生じた施設又は設備の損傷についての実費
- (5) 第10条の規定により乙又は乙の指定した者が医薬品、衛生資材等を運搬した場合の実費

(医療紛争の処理)

第13条 本規定により業務を実施した場合において、患者との間に医事紛争が生じたときは、甲又は乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、当該紛争の解決のため相互に協力して適切な措置を講ずるものとする。

(医療救護所の閉鎖)

第14条 医療救護所は、原則として災害対策本部の廃止をもって閉鎖するものとする。ただし、甲が医療救護所の設置期間の延長又は短縮が必要であると認めるときは、乙と協議の上、延長又は短縮することができる。

(防災訓練)

第15条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(実施細則)

第16条 この協定に定めるもののほか、協定を実施するために必要な事項は、甲乙が協議して別に定める。

月  
日  
行

(協議)

第17条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1箇月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成 26年 7月 7日

「甲」 福岡県朝倉市菩提寺412番地2

朝倉市

代表者 朝倉市長 森田俊介



「乙」 福岡県朝倉市来春422番地1

一般社団法人 朝倉医師会

代表者 会長 火野坂 徹



## 地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定実施細目

朝倉市（以下「甲」という。）と一般社団法人朝倉医師会（以下「乙」という。）とは、平成26年7月7日付けで締結した朝倉市地域防災計画に基づく災害等における医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第16条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

### （医療救護チームの要請）

第1条 協定書第2条第1項に規定する要請は、協力要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書のより難しい場合は、電話等の迅速な方法で行うものとする。

2 甲は、前項ただし書の規定により要請した場合は、乙に対し速やかに協力要請書を提出するものとする。

### （報告）

第2条 乙は、協定書第2条の規定により医療救護チームを派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに医療救護チームごとに医療救護活動報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、協定書第2条の規定に基づき派遣した医療救護チームが行った医療救護活動において、当該医療救護活動従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（別記第3号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

### （実費弁償等の請求）

第3条 協定書第12条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する費用については、乙が医療救護チーム分をとりまとめ、実費弁償請求書（別記第4号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定書第12条第3号に規定する扶助費は、乙が前条第2項に規定する事故報告書を甲に提出した後に請求するものとする。

### （実費弁償等の額）

第4条 協定書第12条第1号に規定する実費弁償の額は、福岡県災害救助法施行細則（昭和44年福岡県規則第44号）の規定を準用するものとする。

2 協定書第12条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品、衛生資材等の購入価格とする。

3 協定書第12条第3号に規定する扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

4 協定書第12条第4号に規定する実費弁償の額は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に準ずるものとする。

5 協定書第12条第5号に規定する運搬に係る実費弁償の額は、災害発生直前における適正な価格とする。

(実費弁償等の支払)

第5条 甲は、第3条の規定による請求を受けた場合において、請求内容が適当であると認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

2 甲は、請求内容に疑義がある場合は、乙に必要な説明を求めることができる。

(協議)

第6条 この細目に定めのない事項又はこの細目に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この細目の有効期間は、細目締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この細目の有効期間満了1箇月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この細目の締結を証するため、本細目書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 7月 7日

甲 朝倉市菩提寺412番地2

朝倉市

代表者 朝倉市長 森田 俊介



乙 福岡県朝倉市来春422番地1

一般社団法人 朝倉医師会

代表者 会長 火野坂 徹





一般社団法人朝倉医師会  
会 長

（要請者）

協 力 要 請 書

地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定細目書第1条第1項の規定により、次のとおり協力を要請いたします。

災害発生日時	年 月 日 時 分頃
災害発生場所	朝倉市
災害の状況	
必要な医療救護活動	
医療救護チームの参加場所	朝倉市
現場指揮命令者の職名及び氏名	職名 氏名
その他必要な事項	



年 月 日

様



一般社団法人朝倉医師会  
会 長

医 療 救 護 活 動 報 告 書

地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定細目書第2条第1項の規定により、次のとおり報告します。

活動期間	年 月 日		時 分頃から		年 月 日		時 分頃まで	
活動場所	朝倉市							
医療救護活動従事者	氏 名	職 種	勤 務 先					
医療救護活動の内容								
使用した医薬品等	医薬品名	数量	金額(円)	医薬品名	数量	金額(円)		
特記事項								



年 月 日



様

一般社団法人朝倉医師会  
会 長

事 故 報 告 書

地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定細目書第2条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事故発生日時		年 月 日 時 分頃				
事故発生場所						
医療救護 活動従事者	フリガナ			性別	男・女	
	氏 名					
	生年月日	年	月	日	年齢	歳
	住 所					
	電話番号					
	勤 務 先			職種		
事故の概要						
損害の部位及び程度						
受診医療機関				電話番号		



別記第4号様式（第3条関係）

年 月 日

様

一般社団法人朝倉医師会  
会 長

実 費 弁 償 請 求 書

地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定細目書第3条第1項の規定により、要した実費について次のとおり請求します。

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

実費弁償請求額の明細書は、別紙のとおり

## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

朝倉市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

### 第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1)甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2)甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

### 第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1)「住宅地図」とは、朝倉市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2)「広域図」とは、朝倉市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3)「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4)「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5)「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

### 第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

### 第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条 (地図製品等の利用等)

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
  - (1)災害対策本部設置期間中の閲覧
  - (2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条 (情報交換)

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条 (有効期間)

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条 (協議)

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年8月22日

甲) 福岡県朝倉市菩提寺 412-2

朝倉市

市長 森田 俊介



乙) 福岡県福岡市博多区祇園町 1-1

株式会社ゼンリン  
九州第一エリア統括部

統括部長 三浦 隆明



【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1)対象機器上で閲覧すること。
- (2)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

#### 第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
  - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
  - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
  - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
  - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
  - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

#### 第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

#### 第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

#### 第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以上

【資料 2-3-1-11 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）】

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

朝倉市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を甲に優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては朝倉市総務部消防防災課長、乙においては株式会社アクティオ 甘木営業所長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2015年8月3日

甲 福岡県朝倉市菩提寺412番地2  
朝倉市  
代表者 朝倉市長 森田俊介

乙 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号  
株式会社 アクティオ  
九州支店長 橋爪正一

## 「道の駅」原鶴の防災利用に関する覚書

福岡県朝倉県土整備事務所（以下「甲」という。）と「道の駅」原鶴の設置者である朝倉市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害等における「道の駅」原鶴の防災機能の利用に関し、以下のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法に基づく福岡県地域防災計画や、朝倉市の地域防災計画に定める災害対応策等において、「道の駅」原鶴における防災機能の円滑な相互利用について、必要な事項を定めるものとする。

### （防災利用する内容）

第2条 甲及び乙は、災害等が発生し、当該「道の駅」において次に掲げる応急対策等の業務のための利用（以下「防災利用」という。）が必要になった時は、相互間における要望に基づき、所有区分にかかわらず利用することができるものとする。

- （1）避難施設の提供
- （2）救援物資の提供及び保管
- （3）救援物資の運送に係る拠点・中継施設の提供
- （4）災害関係機関の活動拠点場所（現地調整所を含む）の提供
- （5）道路情報、被災情報等の発信
- （6）広域避難における中継・休憩施設の提供
- （7）その他、甲又は乙が必要と認める業務

### （費用の負担）

第3条 甲及び乙が行う防災利用に要する費用については、自らが負担するものとする。

### （要請の手続き）

第4条 甲が乙に、乙が甲に第2条の防災利用を要請する場合は、相互に要請の連絡を行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

### （関係者の責務）

第5条 甲及び乙は、防災利用を円滑に実施できるよう、相互に情報の提供を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、防災利用を円滑に実施するために必要な施設や体制の整備等に努めるものとする。

### （防災利用の優先）

第6条 甲及び乙が目的に応じ災害時に利用する場合においては、乙の利用を優先するものとする。但し甲の要請において、総合的に合理性が認められる場合においてはこの限りではない。

(協議)

第7条 この覚書に定めがない事項又はこの覚書に疑問が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(覚書の有効期限)

第8条 この覚書は、甲及び乙が協議の上覚書を廃止する場合を除いては、その効力を継続するものとする。

この覚書きを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通保有する。

平成27年4月1日

甲 福岡県朝倉県土整備事務所長 濱口 卓三

乙 朝倉市長 森田 俊介

【資料 2-3-1-13 独立行政法人水資源機構が観測する雨量情報の朝倉市への情報提供等に関する協定書（水資源機構筑後川局）】

独立行政法人水資源機構が観測する雨量情報の朝倉市への情報提供等に関する協定書

朝倉市（以下「甲」という。）と、独立行政法人 水資源機構筑後川局（以下「乙」という。）とは、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が観測している雨量情報の朝倉市への情報提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が行う地域住民の避難に係る判断について、甲が管轄する行政区域に注意、警告を行う判断の的確性の向上を図ることにより、朝倉市に起居する住民の適切な避難行動に資することを目的とする。

（提供する情報の範囲）

第2条 本協定により乙が提供する情報は、朝倉市または東峰村が管轄する行政区域において、乙が観測する雨量とする。

（協力の内容）

第3条 乙は、別表に定める雨量局において観測された雨量が、同表に定める閾値に達した場合に、同表に定める手法によって、その旨を甲に情報提供するものとする。

2 この場合において、乙は当該情報提供に必要な機器の適切な維持管理に努めるものとする。

3 甲は乙より第1項の規定に定める情報の提供を受けた場合には、住民の避難判断に係る更なる情報収集を行った上で、甲が自らの責任において住民の避難に係る判断を行うものとする。

4 甲は、前項の避難に係る判断を行い、住民に対してその旨を通知した場合には、当該避難に係る情報を乙にも提供するものとする。

5 甲及び乙は、雨量並びに避難に係る情報の共有について、適宜、協働して訓練を行うように努めるものとする。

（連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は、平常時の備えとして、本協定の円滑な実施に資するため、相互の連絡体制を整備するものとし、これに関する最新の情報を共有するものとする。

（費用の負担）

第5条 本協定に基づき乙が行う情報提供に係る費用は、乙が負担するものとする。

2 第3条第3項の規定に基づき行う甲及び乙の訓練に要する費用は、原則として各々が負担するものとする。

（責任の範囲）

第6条 住民の避難に係る判断は甲の責任において行う。

2 乙は、機器故障等の不測の事態が生じたことにより第3条第1項の規定に基づく情報の提供が行われない場合においても、その責めを負わないものとする。

(有効期限)

第7条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1箇月前までに、甲及び乙いずれからも何ら申出のないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

3 本協定締結後、甲及び乙いずれかの申出により、本協定は廃止することができるものとする。なお、申出の時期は廃止する期日の1箇月前までとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項が生じたとき又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年6月14日

甲 朝倉市  
市長 林 裕 二

乙 独立行政法人水資源機構  
筑後川局長 元 永 秀

## 災害時における物資供給に関する協定書

朝倉市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 第 6 条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 9月28日

甲 福岡県朝倉市菩提寺412番地2  
朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕二

新潟県新潟市南区清水4501番地1  
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄一郎

【資料 2-3-1-15 防災パートナーシップに関する協定書（KBC 九州朝日放送）】

防災パートナーシップに関する協定書

朝倉市（以下「甲」という）と九州朝日放送株式会社（以下「乙」という）は、災害時における防災情報放送及び災害時に備えた災害予防対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、朝倉市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙の協力を得て、迅速に災害情報及び防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な災害時の非常の状態をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的達成のため、災害情報に関する放送（以下「放送」という。）を行う必要があると認めるときは、乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第4条 甲は、前条の規定により放送の要請を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した甲が別に定める災害情報放送要請書（以下「要請書」という。）を FAX またはインターネット等により送信するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は乙に対し、口頭又は電話により放送の要請を行うことができるものとする。この場合においては、要請後に遅滞なく要請書を送信するものとする。

（1）放送要請の理由

（2）放送事項

（3）その他甲が必要と認める事項

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、直ちに当該要請に係る放送の形式、内容、時刻等を決定し、放送に努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による放送を原則として無償で行うものとする。

（平常時の取り組み）

第6条 乙は、平常時においても、甲が実施する災害予防対策に、災害映像等を提供する等、乙の可能な範囲で協力する。

2 乙が本協定の趣旨に基づき、災害予防対策に資する報道活動を行う場合、映像や資料の提供等、甲も可能な範囲で協力する。

（運用確認書）

第7条 甲及び乙は、放送の要請を円滑に行うとともに放送を迅速かつ的確に行うため、相互の連絡責任者、連絡先、通信方法等を記載した防災パートナーシップに関する協定書の運用確認書（以下「確認書」という。）を毎年4月に甲乙協議の上、作成するものとする。

2 甲及び乙は確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に

応じて協議し、確認書を更新するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は、その締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年10月12日

甲 朝倉市菩提寺412番地2  
朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕二

乙 福岡市中央区長浜1丁目1番1号  
九州朝日放送株式会社  
代表取締役社長 和 氣 靖

【資料 2-3-1-16 災害時における施設等の利用協力に関する協定（福岡法務局）】

災害時における施設等の利用協力に関する協定

朝倉市長（以下「甲」という。）と福岡法務局長（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時における乙が管理する施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において乙が管理する施設等を帰宅困難者のための退避施設として利用することについて必要な事項を定める。

（対象範囲）

第2条 この協定の対象となる乙が管理する施設等は、福岡法務局朝倉支局庁舎（朝倉市菩提寺480番地6）とし、受入場所は次のとおりとする。

また、受入人数は10人とする。

- （1） 受入場所 福岡法務局朝倉支局庁舎 1階会議室
- （2） 前号に掲げるもののほか、甲の要請時に乙が利用可能と判断した施設等

（要請等）

第3条 甲は災害発生時において、帰宅困難者の施設等利用に関する次の各号について乙に利用協力を要請することができる。

- （1） 施設等への帰宅困難者の一時受入れ
  - （2） 施設等のトイレ、冷暖房等の提供
  - （3） 備蓄物資の提供
  - （4） その他、帰宅困難者に有益な交通情報等の提供
- 2 乙は前項の規定による要請が行われた場合、施設等の安全確認、利用状況及び利用予定等を考慮した上で利用の可否を判断し、甲に回答する。
- 3 乙は、前項で利用可能と回答する場合、利用可能な施設等の範囲及び期間についても併せて甲に回答する。
- 4 本条における要請及び回答は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に文書の提出を行うものとする。
- 5 甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき又は乙が災害状況から施設等の開設が必要と判断したときには、乙は甲の要請を待たずに施設等の利用をさせることができる。

（利用期間）

第4条 前条第3項の期間は、利用開始日から2日間以内とする。

- 2 甲は前項の期間内であっても、代替受入施設等の確保を行うなど、期間の短縮に努めるとともに、前項の期間を上限とし、帰宅困難者を他の施設に移転させなければならない。その際、甲は帰宅困難者に対し移転に必要な説明を行うとともに、乙と帰宅困難者との間にトラブルが生じないよう甲の責

任において最大限の配慮を行う。

- 3 本条第1項の期間について、やむを得ない事情があると認められる場合には、甲が乙に対し期間の延長を要請し、乙が認めた場合に延長することができる。

#### (開設及び運営)

第5条 乙は災害時に速やかに帰宅困難者を受け入れる態勢の確保に努めるとともに、第3条の規定による要請を受けたときは乙の業務に支障のない範囲において、協力を行う。

- 2 施設等の開設及び運営は、甲と乙が協力して行う。なお甲は他の応急業務等のため、施設等の開設及び運営を行えない場合、乙に対し開設及び運営の実施について依頼することができる。
- 3 施設等の照明及び空調等の維持管理は、乙が行う。

#### (連絡)

第6条 乙はこの協定に基づき帰宅困難者を受け入れたときは、原則として文書により甲に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により連絡し、事後速やかに文書を送付する。

#### (経費の負担)

第7条 施設等の使用料は無償とし、施設等の附帯設備の使用に係る光熱水費及び人件費等の経費並びに第3条第1項第3号に規定する備蓄物資の提供に要する経費及び提供した場合の補充に要する経費は、乙の負担とする。

#### (施設等の損害時等の対応)

第8条 第3条の規定による帰宅困難者の受入れに伴い、帰宅困難者が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害等についてはこの限りでない。

#### (備蓄)

第9条 第3条第1項第3号に規定する備蓄物資は、食料(30食)、飲料水(500ミリペットボトル60本)、アルミブランケット(10枚)、エアマット(10枚)及び簡易トイレ(50枚)とする。

- 2 前項に規定する備蓄物資において、賞味・消費期限が切れる分は、計画的に補充を行うものとする。

#### (連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう連絡調整及び指示を行う連絡責任者の役職、氏名をあらかじめ指定し、それぞれお互いに通知する。

#### (有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から令和2年3月31日まで有効とし、甲乙いずれかから協定解除の申し出がない限り、同一の内容をもって更に1年間継続更新し、以後も同様とする。

(協定の改定)

第 12 条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲乙は本協定の有効期間の 1 か月前までに改定を申し出ることができる。この場合において、甲乙は誠意をもって協議に応じるものとする。

(疑義等に関する協議)

第 13 条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上定める。

(協定の正本)

第 14 条 この協定を証するため、正本 2 通を作成し甲乙各 1 通を保管する。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

甲 朝倉市菩提寺 4 1 2 番地 2  
朝倉市長 林 裕二

乙 福岡市中央区舞鶴三丁目 5 番 2 5 号  
福岡法務局長 伊藤 武志

## 災害に係る情報発信等に関する協定

朝倉市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、朝倉市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、朝倉市が朝倉市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ朝倉市の行政機能の低下を軽減させるため、朝倉市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、朝倉市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、朝倉市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、朝倉市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 朝倉市が、朝倉市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 朝倉市が、朝倉市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 朝倉市が、災害発生時の朝倉市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 朝倉市が、朝倉市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 朝倉市が、朝倉市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 朝倉市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、朝倉市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく朝倉市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、朝倉市から提供を受ける情報について、朝倉市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、朝倉市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、朝倉市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、朝倉市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年5月13日

朝倉市：福岡県朝倉市菩提寺412番地2  
朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕二

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川 邊 健 太 郎

## 災害時における物資供給に関する協定書

朝倉市（以下「甲」という。）と株式会社グッデイ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。  
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

### （引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

### （費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月3日

甲 福岡県朝倉市菩提寺412番地2  
朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕二

乙 那珂川市松木二丁目61番地  
株式会社グッデイ  
代表取締役社長 柳 瀬 隆 志

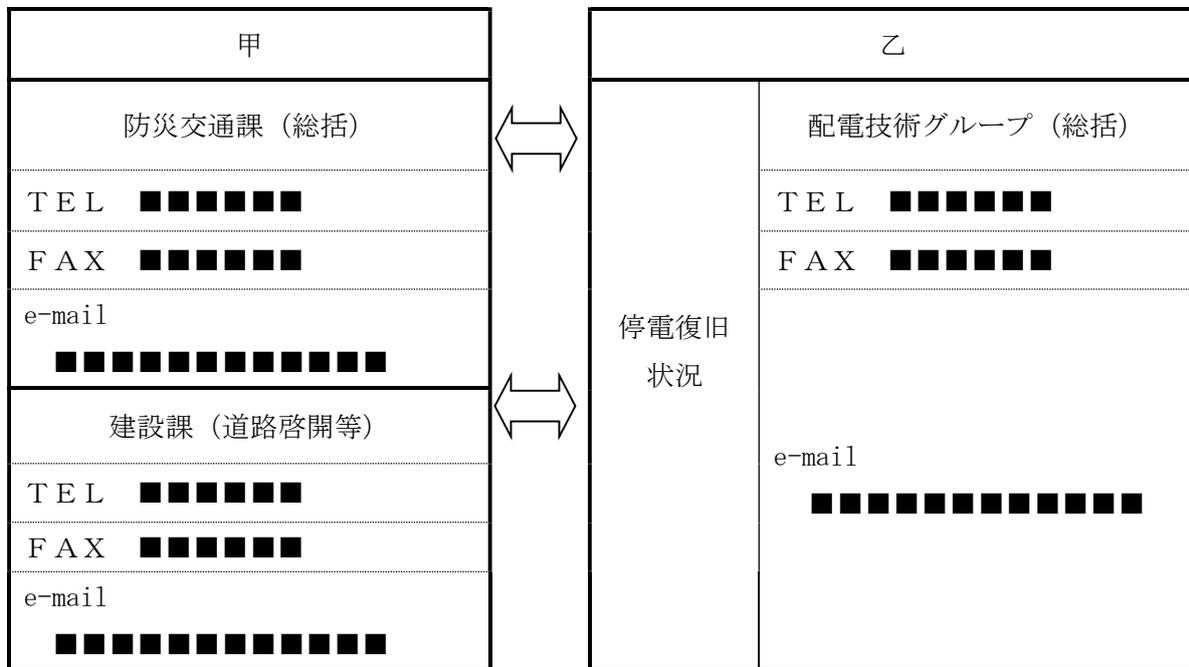
朝倉市災害復旧に関する協定書

朝倉市（以下「甲」という）と九州電力株式会社 甘木配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

1 目的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2 連絡体制



（注）電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない

### 3 提供する情報

	朝倉市 → 九 電	九 電 → 朝倉市
台風襲来前 その他災害が 予想される時 点	・道路状況(交通規制他)	・復旧人員の事前配置
台風通過後 その他災害発 生後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状況(崖崩れ、道路決壊等)</li> <li>・家屋等被害状況(浸水、倒壊他)</li> <li>・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況</li> </ul> [ 現場員、パトロール者等で判る 範囲とする ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電状況</li> <li>・被害状況 (倒木等による復旧支障箇所)</li> <li>・復旧体制</li> <li>・復旧状況</li> </ul>
復旧時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路状況 (通行止め及び道路啓開計画に関する情報)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電状況(適宜)</li> <li>・被害状況</li> <li>・復旧見込み</li> </ul>

(注) 情報連絡は電子メール、電話又はファックスにより行う

### 4 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を求めることができる。

#### (1) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を求めることができる。

#### (2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を求めることができる。

#### (3) 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材(配電復旧車両含む)等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を求めることができる。

### 5 道路啓開

#### (1) 倒木時の道路啓開

・甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連

絡し、甲により道路啓開を行う。

- ・ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電氣的安全対策を施した上で処理する。
- ・やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇等通行に支障のない場所へ仮置きする。仮置きした樹木は後日甲により処理する。

## (2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

- ・乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。

## 6 復旧作業

### (1) 電力復旧の考え方

- ・緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

### (2) 高圧(低圧)発電機車設置についての事前調整

- ・配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

### (3) 電力設備復旧作業の考え方

- ・災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

## 7 広 報

### (1) 平常時の広報

- ・災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を求めることができる。

### (2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

- ・台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が求めることができる。
- ・切れた電線に触ることによる感電事故の防止
- ・電力設備の被害状況、停電状況、復旧見込み等

## 8 施設利用に関するその他の事項

(1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入らない。

(2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。

(3) 乙が施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。

(4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。

(5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

## 9 協力の範囲

- ・ 各項に記された甲に求める協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

## 10 協定の期間

- ・ 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し本協定を終了する旨の通知がなされない限り、本協定は1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

## 11 その他

- ・ この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。
- ・ この協定書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本協定書は自動継続するものとする。
- ・ この協定書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 元年 6月 6日

甲 福岡県朝倉市菩提寺412-2

朝倉市

代表者 朝倉市長 林 裕二

乙 福岡県朝倉市甘木1979-1

九州電力株式会社

甘木配電事業所長 津留崎 利浩

【資料 2-3-1-20 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定（佐川急便株式会社九州支店）】

## 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

朝倉市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社九州支店(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、朝倉市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入れ及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2)「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3)「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4)「避難所等」とは、支援物資の配達先となる朝倉市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5)「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えない等、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)又は、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、朝倉市内における支援物資の供給体制が整う等、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を書式により要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1)避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2)配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3)甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

#### (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは書式により、乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

##### (物資受入れ及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

##### (報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入れ及び配送業務を行った場合は、書式により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、書式により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

##### (経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

##### (事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書式により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

##### (損害の負担)

第9条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

##### (補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供しよう努めるものとする。

(連絡責任先)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和元年10月17日

甲 朝倉市  
代表者 朝倉市長 林 裕 二

乙 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭 4-12-5  
佐川急便株式会社 九州支店  
支店長 森 裕 一 郎

## し尿等の処理に関する相互協力協定書

朝倉市（以下「甲」という。）と、うきは久留米環境施設組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における、し尿等の処理に係る相互の協力に関し、次のとおり協定する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかに、地震その他の非常災害等が発生した場合において、相互に協力することにより、迅速かつ円滑なし尿等の処理が実施できるよう、応急対策等に係る相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （災害時等）

第2条 災害時等とは、概ね次のとおりとする。

- （1） 地震、火災、風水害等により、甲又は乙が所有し又は管理する処理施設において、し尿等の適正な処理が困難となったとき
- （2） 事故の発生等、緊急かつやむを得ない事由により、甲又は乙が所有し又は管理する処理施設において、し尿等の適正な処理が困難となったとき

### （要請）

第3条 甲又は乙は、災害時等においてし尿等の適正な処理が困難となったときは、相手方に対し協力を要請するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定に基づき要請を行うときは、し尿等の量、輸送方法、期間その他必要な事項を示さなければならない。

### （協力）

第4条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けたときは、この協定の趣旨に従い、速やかに、誠意をもって相互協力を努めるものとする。

### （応急対策等の内容）

第5条 この協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、し尿等の処理に関する応急対策等の内容について、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

### （経費の負担）

第6条 この協定に基づき要請されたし尿等の処理に要した経費は、原則として、協力を要請したものが負担する。



(協議)

第7条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年2月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年2月1日

甲 福岡県朝倉市菩提寺412番地2  
朝倉市  
代表者 朝倉市長 塚本 勝 人



乙 福岡県うきは市吉井町富永2015番地  
うきは久留米環境施設組合  
代表者 組合長 怡土 康 男



## し尿等の処理に関する相互協力協定書

朝倉市（以下「甲」という。）と、両筑衛生施設組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における、し尿等の処理に係る相互の協力に関し、次のとおり協定する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかに、地震その他の非常災害等が発生した場合において、相互に協力することにより、迅速かつ円滑なし尿等の処理が実施できるよう、応急対策等に係る相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。



### （災害時等）

第2条 災害時等とは、概ね次のとおりとする。

- (1) 地震、火災、風水害等により、甲又は乙が所有し又は管理する処理施設において、し尿等の適正な処理が困難となったとき
- (2) 事故の発生等、緊急かつやむを得ない事由により、甲又は乙が所有し又は管理する処理施設において、し尿等の適正な処理が困難となったとき

### （要請）

第3条 甲又は乙は、災害時等においてし尿等の適正な処理が困難となったときは、相手方に対し協力を要請するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定に基づき要請を行うときは、し尿等の量、輸送方法、期間その他必要な事項を示さなければならない。



### （協力）

第4条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けたときは、この協定の趣旨に従い、速やかに、誠意をもって相互協力に努めるものとする。

### （応急対策等の内容）

第5条 この協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、し尿等の処理に関する応急対策等の内容について、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

### （経費の負担）

第6条 この協定に基づき要請されたし尿等の処理に要した経費は、原則として、協力を要請したものが負担する。

(協議)

第7条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

この協定は、平成19年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年4月1日

甲 福岡県朝倉市菩提寺412番地2

朝倉市

代表者 朝倉市長 塚本 勝人



乙 福岡県久留米市北野町今山2399番地

両筑衛生施設組合

代表者 組合長 平田 喜次郎



## 水道施設修繕工事等に関する協定書

朝倉市（以下「市」という。）と朝倉市管工事協同組合（以下「組合」という。）との間に、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、朝倉市水道事業の運営に関し、水道施設の保護及び水道水の安定した給水の確保を図るため、水道施設の修繕工事等を迅速かつ的確に対応できるよう努めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 市は、水道施設の保護及び水道水の安定した給水の確保の為、応急措置を実施する必要があると認めたときは、組合に対し、次の業務（以下「修繕工事等」という。）への従事を要請することができる。

- （1）市が管理する水道施設、その他付帯施設での初動調査及び修繕工事
- （2）その他市が必要と認める業務

（協力体制）

第3条 組合は市と協議の上、修繕工事等に従事する施工業者及びその者が従事する期間又は区域を定め、協力体制を整備する。

2 市又は組合は、やむを得ない場合には協議の上、前項の規定により定めた施工業者又は期間若しくは区域を変更することができる。この場合において、組合が変更した事項については、速やかに市に報告しなければならない。

（工事の施行）

第4条 組合は第2条の規定による要請を受けたときは、施工業者に直ちに連絡しなければならない。

2 前項の連絡を受けた施工業者は、直ちに必要な人員、機械等を出動させ、市の職員の指示に従い工事等に従事しなければならない。

（費用の負担）

第5条 市は、修繕工事等に従事した施工業者に対し、その従事に要した費用を弁償しなければならない。費用の算定にあたっては、「朝倉市水道事業に係る初動調査等業務委託」の単価契約によるもののほか、これらに該当

しない修繕工事等に要した費用は、福岡県積算基準に従い積算した額を参考に市、組合で協議の上、費用を弁償するものとする。

(実施細目)

第6条 この協定に関する業務の実施細目は、市、組合で協議の上別に定めるものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、市又は組合のいずれからも別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈及びこの協定に定めのない事項については、その都度、市、組合で協議の上決定する。

附則

1 この協定は締結の日から施行する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、市、組合記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年5月21日

朝倉市

代表者 朝倉市長 森田 俊介



福岡県朝倉市宮野2053番地2

朝倉市管工事協同組合

理事長 武田 光幸



## 水道施設修繕工事等に関する業務の実施細目協定書

朝倉市（以下「市」という。）と朝倉市管工事協同組合（以下「組合」という。）とは、水道施設修繕工事等に関する協定書（以下「協定書」という。）第6条の規定により業務の実施細目について、次のとおり協定する。

### （従事要請手続）

第1条 市は、協定書第2条各号に規定する業務（以下「修繕工事等」という。）の従事を組合に要請するときは、書面をもって行うものとする。ただし、これに依りたい場合は、電話等により組合又は協定書第3条第1項の規定に基づく施工業者に連絡するものとする。この場合において市は、併せて箇所、状況、工事内容等について連絡するものとする。

### （必要書類の提出）

第2条 施工業者が、修繕工事等に着手したときは、「朝倉市契約に関する規則」の規定を準用し、速やかに関係書類を市に提出するものとする。

### （費用の支払）

第3条 市は、修繕工事等に要した費用については、施工業者の請求書により、施工業者と協議の上、朝倉市会計規則に基づき速やかに支払うものとする。

### （協定の期間及び更新）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、市又は組合のいずれからも別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとする。

### （協議）

第5条 この協定に定めない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、市、組合で別途協議するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、市又は組合は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年5月21日

朝倉市

代表者 朝倉市長 森田 俊介



福岡県朝倉市宮野2053番地2

朝倉市管工事協同組合

理事長 武田 光幸



【資料 2-3-1-24 火葬場の相互応援協力に関する協定（うきは市）】

火葬場の相互応援協力に関する協定書

朝倉市及びうきは市は、火葬場の相互応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（相互応援協力）

第1条 朝倉市及びうきは市が設置する火葬場のいずれかにおいて火葬不能等の事態（火葬場施設の災害等による使用不能状態を指すものとし、火葬件数の増加によるものについては対象としない。）が発生した場合は、火葬場の相互応援協力をを行うこととする。

（経費の負担）

第2条 相互応援協力による火葬に係る経費（以下「経費」という。）の額は、火葬を要請した自治体が当該自治体の火葬場に係る条例に基づき利用者から徴収する額とし、火葬を要請した自治体がこれを負担するものとする。

2 火葬の協力を受託した自治体は、火葬場を使用した日の翌月の末日までに経費の支払いを請求し、火葬を要請した自治体は、請求のあった日の翌月の末日までに納入するものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年3月31日までとし、期間満了の1箇月前までに朝倉市又はうきは市のいずれかから相手方に対する書面によって解約の意思表示をしない限り、期間満了の日の翌日から同一条件で1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、朝倉市及びうきは市が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、朝倉市、うきは市記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成27年 6月 1日

朝倉市

代表者 朝倉市長 森 田 俊 介

うきは市

代表者 うきは市長 高 木 典 雄

## 災害廃棄物の処理等に関する協定書

### （趣 旨）

第1条 この協定は、朝倉市地域防災計画に基づき、朝倉市内において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、朝倉市（以下、「甲」という。）が、公益社団法人福岡県産業廃棄物協会（以下、「乙」という。）に協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

### （定 義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等又はこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下、「災害廃棄物の処理等」という。）について、第5条の手続きにより、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

### （情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に朝倉市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

### （協力要請の手続き）

第5条 甲は、協力の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を書面で乙に通知する。ただし、書面により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。

- (1) 協力を要請する災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 地域名
- (3) 災害廃棄物の種類及び量
- (4) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (5) 出動希望日時
- (6) 収集場所及び処分場所
- (7) その他必要な事項

### （災害廃棄物の処理等の実施）

第6条 乙は、甲から協力の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を書面で甲に報告するものとする。

- (1) 実施した災害廃棄物の処理等の内容
- (2) 地域名
- (3) 災害廃棄物の種類及び量
- (4) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
- (5) 出動日時
- (6) 収集場所及び処分場所
- (7) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、甲においては朝倉市環境課、乙においては公益社団法人福岡県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、会員の収集運搬車両の確保台数等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協 議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議し定めることとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成29年7月1日

甲 福岡県朝倉市菩提寺412-2  
朝倉市  
朝倉市長 森田俊介

乙 福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号  
公益社団法人 福岡県産業廃棄物協会  
会 長 鎌田幸男